

## 第 5 0 号議案

亀岡市社会教育委員設置条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市社会教育委員設置条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 2 号）  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

亀岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

亀岡市社会教育委員設置条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 4 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「任期」を「任期等」に改め、同条に次の 1 項  
を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資  
する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から亀岡市教育委  
員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市社会教育委員設置条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。